

北海道内市町村のNPO法人への
寄付に伴う個人住民税の控除のため
の税条例改正等調査報告書

平成24年2月1日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

1. 調査の概要	3
2. NPO法人への法人住民税の減免実施状況	4
提案	
調査結果	
調査内容	
(1) 北海道市町村のNPO法人への法人住民税の減免実施自治体数	
(2) NPOが無い自治体数	
(3) 法人住民税の減免等対象NPO数	
(4) NPO法人への法人住民税の減免実施状況	
3. 認定NPO法人への寄付控除の税条例改正状況	7
提案	
調査結果	
調査内容	
(1) 認定NPOへの寄付控除実施のための条例改正実施自治体	
(2) 北海道の認定NPO一覧	
(3) 認定NPO法人への寄付控除の税条例改正状況	
4. 条例指定NPO法人への寄付控除の税条例改正状況	9
提案	
調査結果	
調査内容	
(1) 条例指定NPOへの寄付控除実施のための税条例改正実施自治体	
(2) 税条例改正実施自治体の条例指定NPO数	
(3) 指定NPO法人への寄付控除の税条例改正状況	
(4) 指定NPO一覧	
(5) 自治体からのコメント	
(6) 条例指定NPOの指定の考え方	
5. 調査票等	18
6. 資料	20
(1) 条例指定NPOを別表で指定した税条例	
(2) 条例指定NPOを別表で指定していない税条例	
(3) 調査結果	
(4) 三重県の寄付金税控除の対象となるNPO法人の指定基準	
(5) 神奈川県の子供手当控除の対象となるNPO法人の指定基準	
(6) 認定NPOと条例指定NPOの制度の概要	
7. あとがき	33

1. 調査の概要

(1) 調査対象

北海道内179市町村

(2) 調査期間

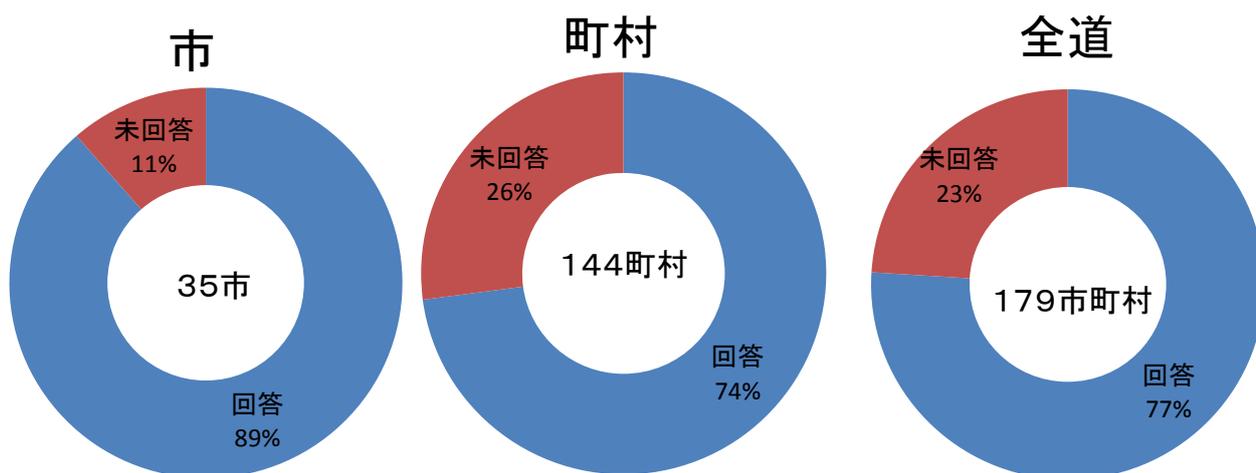
平成23年12月5日～12月30日

(3) 調査実施主体

特定非営利活動法人 公共政策研究所

(4) 回答率(H23.12.30現在)

項目	総数	回答数	未回答数	回答率
市	35	31	4	89%
町村	144	107	37	74%
計	179	138	41	77%



2. NPO法人への法人住民税の減免実施状況

提案	NPOへの法人住民税の減免は条例により行うべきであり、運用や減免を行っていない自治体は、条例改正をして行うことを提案する。 そうでないと、条例指定NPOへの寄付が個人住民税の控除がされるにも係わらず、NPOへの法人住民税の減免があいまいになっていることは矛盾となるからだ。
----	---

調査結果

①法人住民税の減免対象NPO数((3)参照)は、市が76%運用で行っている。本来、税の減免を条例に規定せず、通達等の裁量で行っていることは不自然である。運用の場合の根拠は、税条例に「前各号に準ずべき者」や「前各号に掲げるもののほか特別の事由があるもの」などを適用し、通達等で「特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人」を指定することで、減免を行っている。しかし、本来は、町村の70%が行っているように、条例に「特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人」と規定すべきではないか。

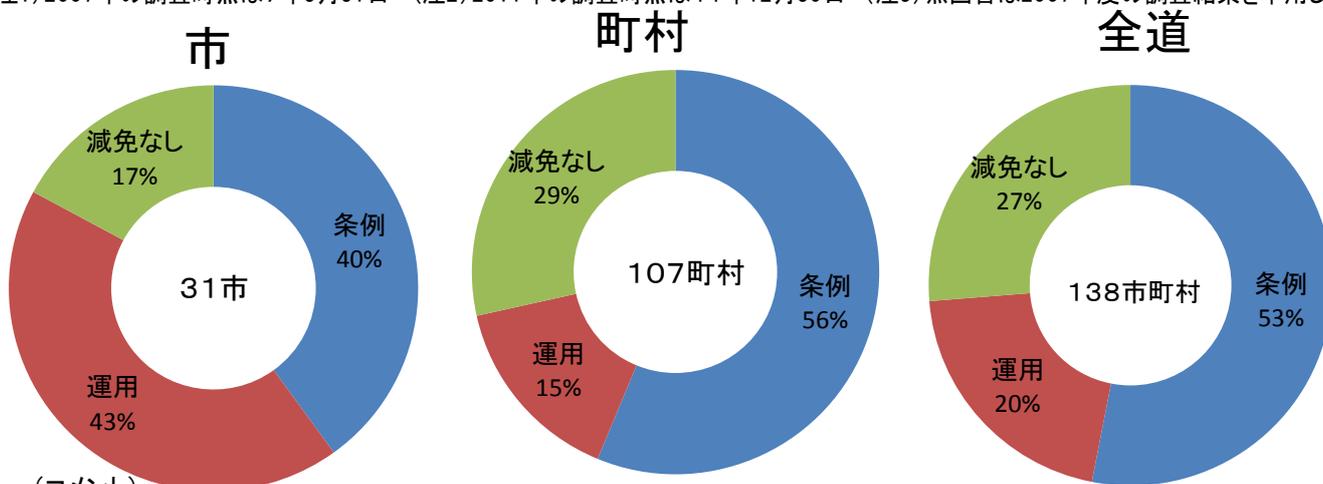
②北海道がNPOの認証を行っているため、市町村の税務担当は、市町村にどんなNPOがあるか、どんなことをやっているか知らない。知ろうと思えば、北海道のホームページで、NPOの情報を確認しなければ分からないのが実態である。また、NPO側にも活動のすべてが非課税であり、申請が不要と勝手に思い込んでいるため、法人住民税の減免申請を行っていないNPOもあるようだ。多くの市町村では、行政・NPO双方の関係が希薄であることと、勘違いの壁があるようだ。

調査内容

(1) 北海道市町村のNPO法人への法人住民税の減免実施状況

自治体	市				町村				全道			
	2007		2011		2007		2011		2007		2011	
調査時点	数	比率										
条例に基づく減免あり	13	37%	14	40%	73	51%	81	56%	86	48%	95	53%
条例には規定がないが運用で減免あり	16	46%	15	43%	28	19%	21	15%	44	24%	36	20%
減免なし	6	17%	6	17%	44	30%	42	29%	50	28%	48	27%
計	35	100%	35	100%	145	100%	144	100%	180	100%	179	100%

(注1) 2007年の調査時点は7年3月31日 (注2) 2011年の調査時点は11年12月30日 (注3) 無回答は2007年度の調査結果を準用した



(コメント)

- ①市と町村の比較では、町村は条例による減免が、市は運用の比率が高い。
- ②減免なしの比率は町村が高い。

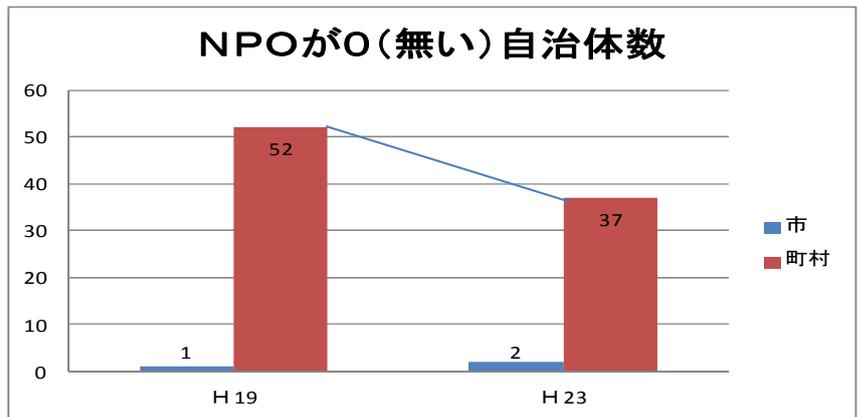
(注)回答無し自治体のNPO数

NPO数	市	町村	計	比率
0	2	25	27	66%
1以上	4	10	14	34%
計	6	35	41	100%

回答無し自治体(41自治体)の27自治体(66%)はNPO数0であった。

(2)NPOが無い自治体数

時期	H19	H23
市	1	2
町村	52	37
計	53	39
自治体数	180	179
比率	29%	22%

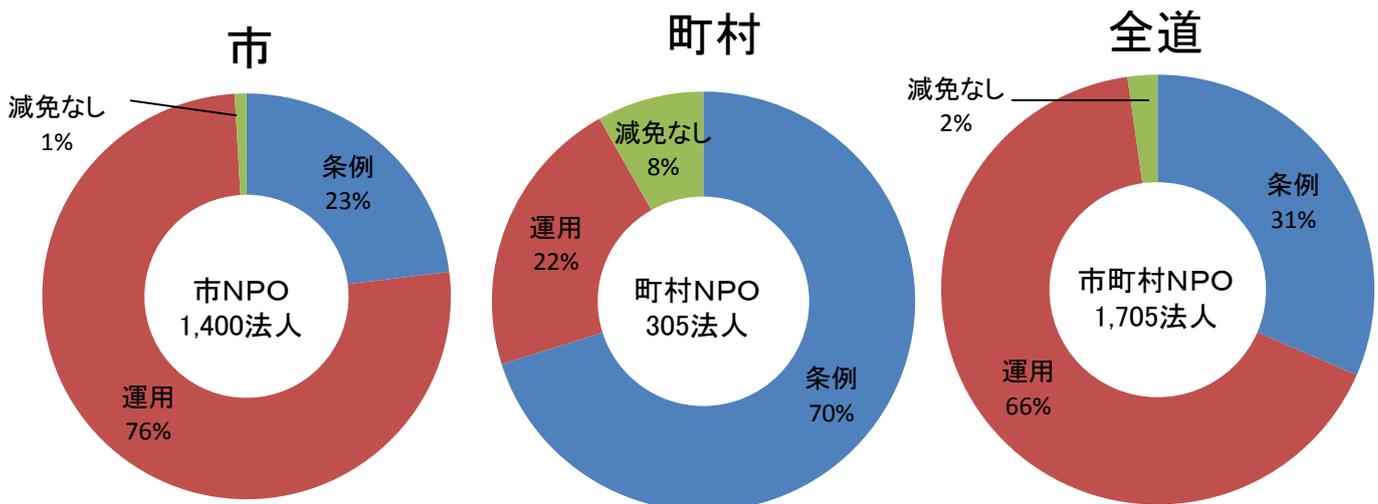


(コメント)

4年間でNPO無し(0)の市町村が7%減少した。

(3)法人住民税の減免等対象NPO数

項目	市	比率	町村	比率	全道	比率
条例による	323	23%	214	70%	537	31%
運用による	1,064	76%	66	22%	1,130	66%
減免なし	13	1%	25	8%	38	2%
計	1,400	100%	305	100%	1,705	100%



(コメント)

- ①市のNPOは圧倒的に運用による減免が適用されている。しかし、町村のNPOは条例による減免が適用されている。税の減免は条例によるべきであり、市の運用による減免は、条例改正を行って、条例により減免がなされるべきである。
- ②減免なしは、今後、条例による減免が行われるべきである。

3. 認定NPO法人への寄付控除の税条例改正状況

提案	<p>条例指定NPOになれば、認定NPOになれる可能性が高くなる。そうすると、寄付者は個人住民税の他に、所得税の控除が受けられ、非常に、寄付の魅力が増す。したがって、条例指定NPOを税条例等で指定していれば、あえて、認定NPO指定を税条例で規定しなくても問題は生じない。しかし、現在の条例は市町村（主たる住所）にある認定NPOにのみ税控除になっているため、今後、他市町村（従たる住所）の認定NPOが市町村内で、活動を始めた場合、住民税の控除を受けられないことから、いつでも条例改正が出来るよう準備しておくことを提案する。</p>
----	--

調査結果

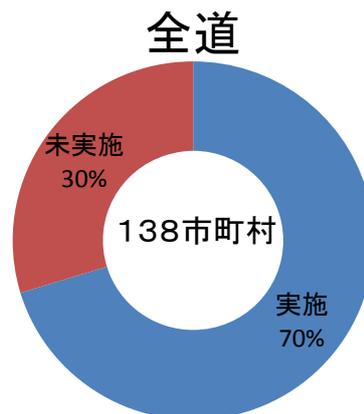
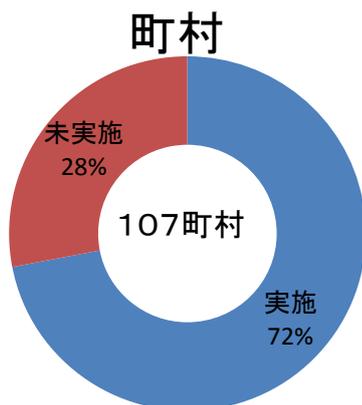
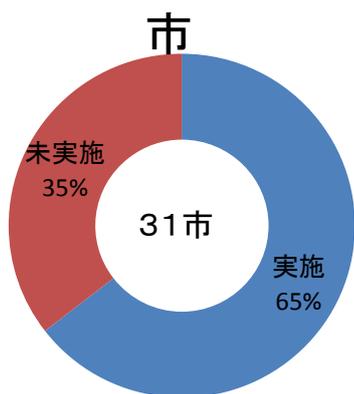
（注）認定・指定NPO制度の概要参照（P32）

- ①法律改正に伴い、標準例に従い税条例の改正をしたという市町村が多かった。
- ②実態として、市町村に認定NPOがないので、あえて条例改正を見送った市町村もあった。

調査内容

（1）認定NPOへの寄付控除実施のための条例改正実施自治体

項目	実施	未実施	未回答	計
市	20	11	4	35
町村	77	30	37	144
計	97	41	41	179



（コメント）（注）グラフは無回答を除いております。

- ①認定NPOへの寄付控除のための条例改正は市（65%）より町村（72%）の比率が高い。
- ②ほとんどの認定NPOへの寄付控除のための条例は主たる住所に認定NPOがなければ、住民税の寄付控除の対象にはならないので、実質的効果はない。実質的効果があるのは、札幌市、函館市、浜中町の3自治体のみ。

（2）北海道の認定NPO一覧

（平成23年12月1日現在）

NO	法人の名称	主たる事務所に所在地		代表者	認定の有効期間
1	特定非営利活動法人 カルチャーナイト北海道	札幌市	北海道札幌市中央区北四条西7丁目5番地緑苑第2ビル707号室	辻井 達一	平成23年6月1日から 平成28年5月31日まで
2	特定非営利活動法人 北の森と川・環境ネットワーク	函館市	北海道函館市五稜郭町19番15号	影山 欣一	平成23年3月1日から 平成28年2月29日まで
3	特定非営利活動法人 霧多布湿原トラスト	浜中町	北海道厚岸郡浜中町仲の浜122番地	三膳 時子	平成16年6月1日から 平成27年5月31日まで
4	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	札幌市	北海道札幌市中央区北4条西12丁目1番55	向田 直範	平成23年10月16日から 平成28年10月15日まで
5	特定非営利活動法人 飛んでけ車いすの会	札幌市	北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番地	柳生 一自	平成22年7月1日から 平成27年6月30日まで
6	特定非営利活動法人 皮膚病理発展推進機構	札幌市	北海道札幌市北区北18条西3丁目2番21号	木村 鉄宣	平成22年7月16日から 平成27年7月15日まで
7	特定非営利活動法人 北海道移植医療推進協議会	札幌市	北海道札幌市白石区南郷通9丁目北5番15号エムズ南郷通ビル(エヌ・ティ・ティ北海道テレマート(株)内)	横内 龍三	平成19年2月1日から 平成26年1月31日まで

（注）平成23年12月1日現在の全国の認定NPO法人は240法人です。（国税庁ホームページより）

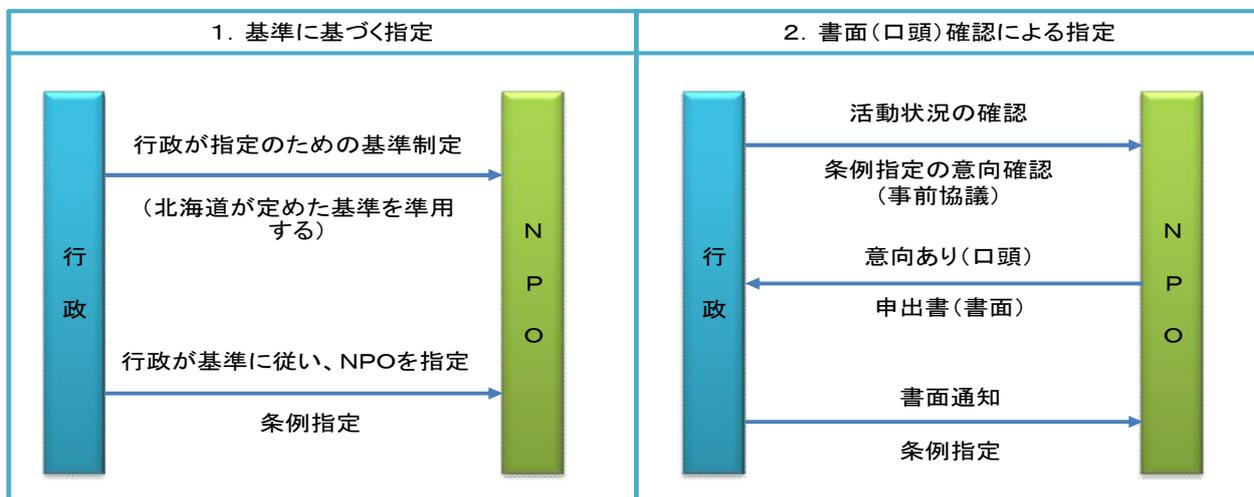
4. 条例指定NPO法人への寄付控除の税条例改正状況

提案

- ①市町村は今、少子高齢化、人口減少、財政健全化など課題が多い中で、地域社会の今後をどう対応するのかという、地域社会の自治の理念が問われている。
 そんな中で、市町村は、この度の条例指定NPOを指定するという税条例改正プロセスを地域社会の自治の理念と理念に基づく協働のあり方、協働の担い手としてのNPOの位置付け、新しい公共の再確認など、協働による地域社会の自治をどう再建するか、再考の機会と捉えることを提案する。
- ②行政はNPOのことをほとんど知らないというのが実態で、これは住民も同じ環境にある。したがって、NPOの活動を住民も行政及び議会も知る場を作りことと、NPOも自ら、自分達の活動を公開・公表する努力をすることを提案する。
- ③条例指定NPO法人の選考基準はNPOの情報公開を適切に行っているか、事業活動が適正に行われているかなどの「運用要件」のみとすべきである。住民の寄付そのものが公益性の判断になっているので、NPOの活動が地域からの支持を受けているかどうかなど、「公益要件」は付けるべきではない。以上のことを提案する。そうでなければ、住民の自律的選択を妨げる結果になるからである。必要なことは、住民の自律的選択を可能とする仕組みを行政とNPOが作ることを提案したい。具体的にはP17の「住民がNPOを知るイベントの開催」を参照して欲しい。
- ④北海道の条例指定NPOは市町村が先に、条例指定したNPOを追認指定とすることを提案する。また、市町村は間違っても、北海道が指定したNPOを逆追認する行動は採らないことも提案する。そうでなければ、市町村の自立性が失われることになるからだ。

調査結果

①条例指定NPOの指定にあたっての状況を整理すると次の形態になる。



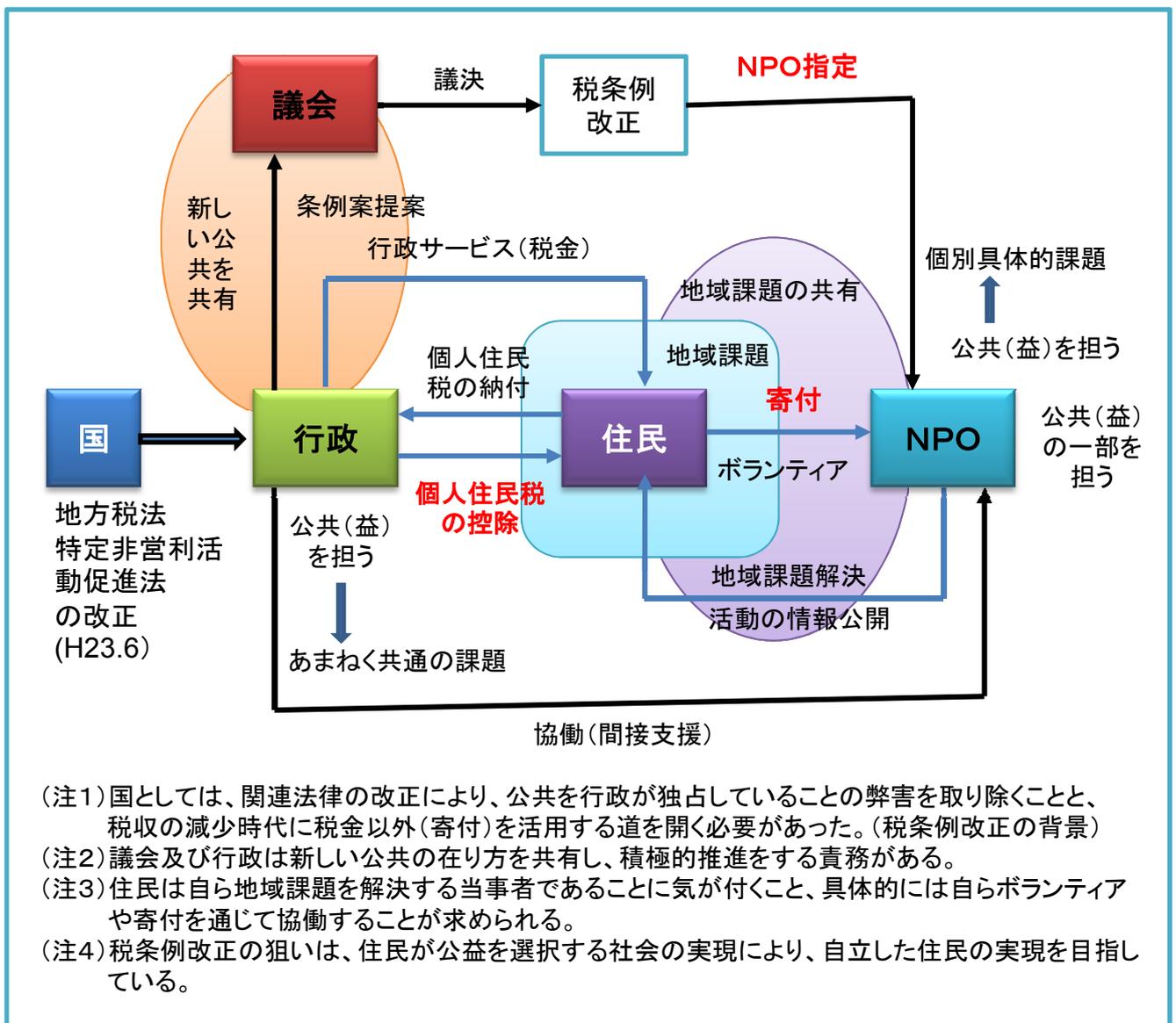
- ア. 条例指定NPOを指定している市町村は、紋別市のように基準を定め条例で指定しているか、遠軽町や八雲町のように書面又は口頭で意向確認をした上で、条例で指定している。いずれも、自分たちのまちのあり方を考え、自主的に条例を定めて行っている。
- イ. 税条例を改正しても指定をしていない市町村は、(ア)北海道税条例で指定されるNPOを指定するため別表なし (イ)NPOから申請がなかったため指定できず別表空欄 (ウ)北海道税条例で指定されるNPOを指定すると規定しているため、別表なし というように、自ら指定せず、北海道税条例で指定するNPOとの整合性を考慮し、指定することを考えている。
- ウ. 税条例改正未実施は (ア)北海道の税条例の改正を見てから、自治体税条例の改正を行う (イ)法律改正知らず であった。やはり、北海道との整合性を重視する傾向がある。

②条例指定NPOへの寄付金控除の税条例を活かす

条例指定NPOへの寄付控除の税条例改正は、「我がまち」の地域社会をどのように担うのかという明確な理念が市町村になれば、従来どおり北海道に依存した結果となることを明確に表している。

地域課題の解決に貢献する活動を行うNPOを支援するという新しい理念は、公共は常に行政が担うという考えから脱却することを意味し、これからの公共は、NPOも公共の一部を担うことを表している。この新しい理念による寄付金税額控除制度では、地域社会は住民の寄付と議会及び行政との協働によって、地域課題の解決をNPO(住民)も担うことを期待している。これによって、従来、行政が手を付けられなかった地域課題の一部に光があたる。

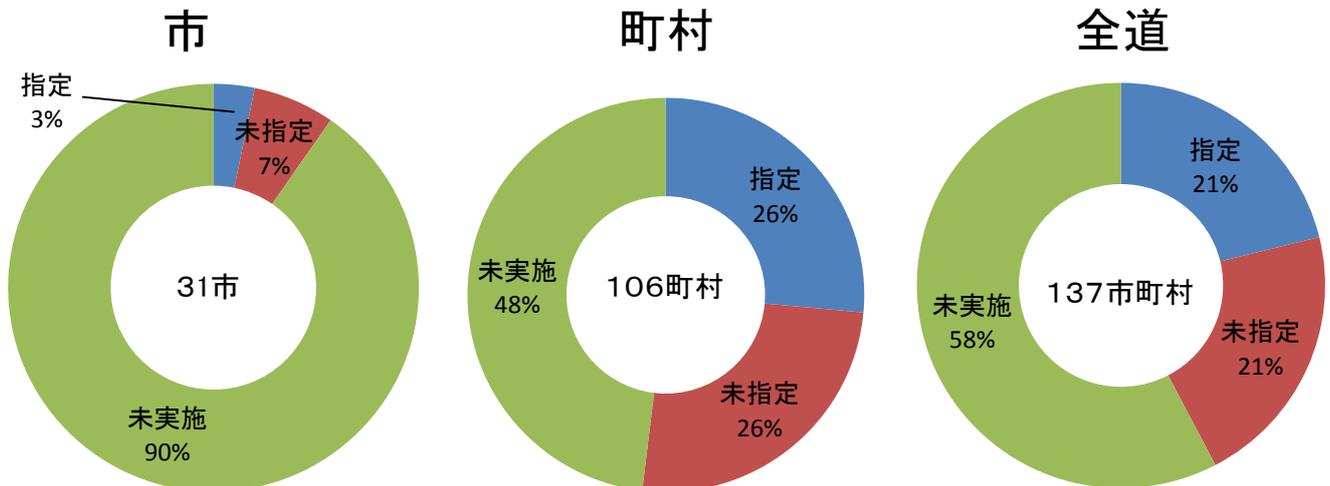
なぜNPOなのか、行政はあまねく共通の課題に対応するのに対し、NPOは、困った課題に対応するため、地域課題の発見・解決にスピードがある。今は地域課題の発見・解決のスピードが求められており、そのための新たな担い手が必要になっている。この税条例改正は、寄付の仕組みを通じて、新しい担い手を支援するものである。当然、このことを住民が一番理解しなければならないので、周知をすると共に、寄付文化を浸透させるために、NPOと行政の永続的取組が必要になる。



調査内容

(1) 条例指定NPOへの寄付控除実施のための税条例改正実施自治体

項目	条例改正		条例改正 未実施	未回答	計
	指定	未指定			
市	1	2	28	4	35
町村	28	27	51	38	144
計	29	29	79	42	179

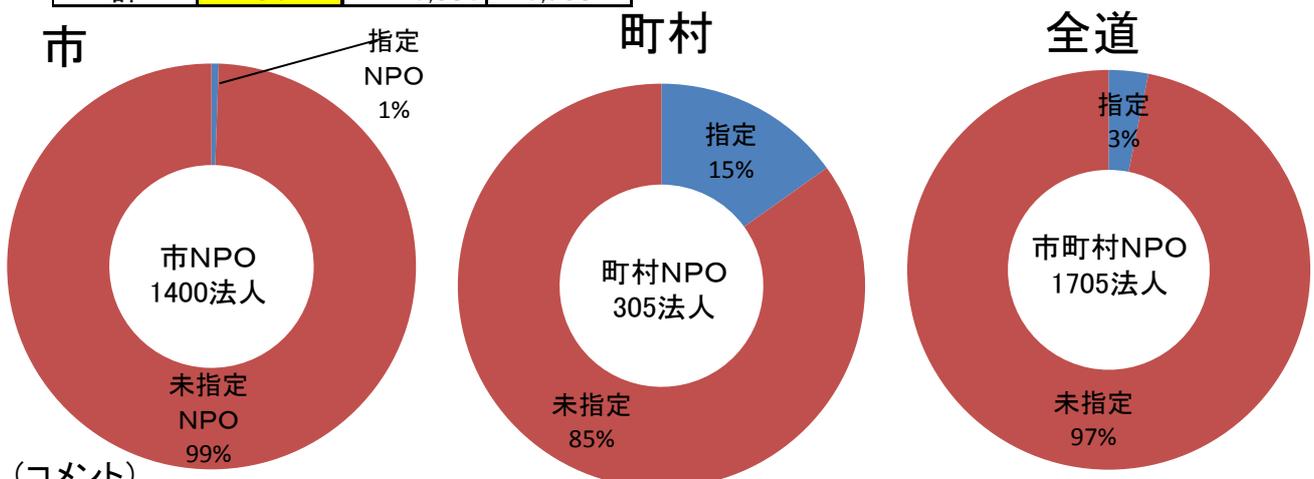


(コメント) (注) グラフは無回答を除いております。

- ① 条例指定は市(3%)より町村(26%)の比率が高い。
- ② 市は未実施(90%)、町村は未指定(26%)の比率が高い。

(2) 税条例改正実施自治体の条例指定NPO数

項目	指定 NPO数	未指定 NPO数	NPO数
市	8	1,392	1,400
町村	46	259	305
計	54	1,651	1,705



(コメント)

- ① 条例指定NPOの数は市(8法人)より町村(46法人)の方が多。
- ② 全道的に見て、市のほとんどのNPOが未指定であるため、54法人(3%)と低い指定状況である。

(3) 条例指定NPO法人への寄付控除の税条例改正状況

道内市町村別指定NPO法人数(2011年12月30日現在)と指定NPOへの寄付控除の指定状況

市町村名	振興局	団体数			市町村名	振興局	団体数			市町村名	振興局	団体数			市町村名	振興局	団体数			
		2011	条例改正実施 指定	未指定			2011	指定	未指定			2011	指定	未指定			2011	指定	未指定	
札幌市	石狩				島牧村	後志				増毛町	留萌				豊浦町	胆振				
函館市	渡島				寿都町	後志				小平町	留萌				壮瞥町	胆振	2	0		
小樽市	後志				黒松内町	後志				苫前町	留萌				白老町	胆振			0	
旭川市	上川				蘭越町	後志				羽幌町	留萌				厚真町	胆振	0		0	
室蘭市	胆振				ニセコ町	後志				初山別村	留萌				洞爺湖町	胆振			0	
釧路市	釧路				真狩村	後志				遠別町	留萌	1	0		安平町	胆振	0		0	
帯広市	十勝				留寿都村	後志				天塩町	留萌	1	0		むかわ町	胆振				
北見市	網走				喜茂別町	後志				幌延町	留萌				日高町	日高	0		0	
夕張市	空知				京極町	後志				猿払村	宗谷				平取町	日高			0	
岩見沢市	空知				倶知安町	後志	3	0		浜頓別町	宗谷	1	0		新冠町	日高				
網走市	網走				共和町	後志				中頓別町	宗谷	1	0		浦河町	日高	0		0	
留萌市	留萌				岩内町	後志				枝幸町	宗谷				様似町	日高			0	
苫小牧市	胆振				泊村	後志				豊富町	宗谷				えりも町	日高				
稚内市	宗谷				神恵内村	後志				礼文町	宗谷				新ひだか町	日高			0	
美瑛市	空知				積丹町	後志				利尻町	宗谷	0			音更町	十勝			0	
芦別市	空知				古平町	後志	1	0		利尻富士町	宗谷				士幌町	十勝			0	
江別市	石狩				仁木町	後志				美幌町	オホーツク				上士幌町	十勝			0	
赤平市	空知				余市町	後志				津別町	オホーツク	0			鹿追町	十勝			0	
紋別市	網走	8	0		赤井川村	後志				斜里町	オホーツク				新得町	十勝			0	
士別市	上川				南幌町	空知	0		0	清里町	オホーツク	0		0	清水町	十勝			0	
名寄市	上川				奈井江町	空知				小清水町	オホーツク	1	0		芽室町	十勝			0	
三笠市	空知				上砂川町	空知				訓子府町	オホーツク	1	0		中札内村	十勝			0	
根室市	根室	0		0	由仁町	空知	0		0	置戸町	オホーツク	0		0	更別村	十勝				
千歳市	石狩				長沼町	空知	0		0	佐呂間町	オホーツク	1	0		大樹町	十勝	2	0		
滝川市	空知				栗山町	空知	0		0	遠軽町	オホーツク	6	0		広尾町	十勝				
砂川市	空知				月形町	空知				湧別町	オホーツク				幕別町	十勝			0	
歌志内市	空知				浦臼町	空知				滝上町	オホーツク				池田町	十勝				
深川市	空知				新十津川町	空知				興部町	オホーツク				豊頃町	十勝				
富良野市	上川				妹背牛町	空知				西興部村	オホーツク	1	0		本別町	十勝	0		0	
登別市	胆振				秩父別町	空知				雄武町	オホーツク	0		0	足寄町	十勝			0	
恵庭市	石狩				雨竜町	空知				大空町	オホーツク	1	0		陸別町	十勝			0	
伊達市	胆振	0		0	北竜町	空知	2	0		小計 15										
北広島市	石狩				沼田町	空知									浦幌町	十勝			0	
石狩市	石狩				幌加内町	空知									釧路町	釧路	0		0	
北斗市	渡島				鷹栖町	上川	0		0					厚岸町	釧路			0		
当別町	石狩	3	0		東神楽町	上川	1	0						浜中町	釧路			0		
新篠津村	石狩				当麻町	上川	0		0					標茶町	釧路			0		
松前町	渡島	1	0		比布町	上川	2	0						弟子屈町	釧路	0		0		
福島町	渡島	0		0	愛別町	上川	1	0						鶴居村	釧路					
知内町	渡島				上川町	上川	0		0					白糠町	釧路	0		0		
木古内町	渡島				東川町	上川	1	0						別海町	根室			0		
七飯町	渡島	0		0	美瑛町	上川	1	0						中標津町	根室	0		0		
鹿部町	渡島				上富良野町	上川	0		0					標津町	根室	2	0			
森町	渡島	2	0		中富良野町	上川								羅臼町	根室	1	0			
八雲町	渡島	2	0		南富良野町	上川	2	0						小計 7						
長万部町	渡島	2	0		占冠村	上川								全道NPO数 1705						
江差町	檜山				和寒町	上川								指定NPO数 54 3.2%						
上ノ国町	檜山				剣淵町	上川														
厚沢部町	檜山				下川町	上川	0		0											
乙部町	檜山				美深町	上川	0		0											
奥尻町	檜山				音威子府村	上川														
今金町	檜山				中川町	上川	0		0											
せたな町	檜山																			
小計 18							小計 14													

(注)当初、調査票では条例改正はNPOが指定されるとしておりましたが、調査途中、NPOを指定しない条例改正があることが分かり、電話で、指定・未指定を確認し設欄しました。

(4) 条例指定NPO一覧 (回答があった137市町村)平成23年12月30日現在

管理番号	市町村名	数	認証日	指定NPO	法人の名称	代表者	主たる事務所	主な活動分野	
旭川市73	旭川市	75	H22.7.13	比布町指定	フレンズ	亀海 聡	旭川市末広東2条5丁目3番19号	1:福祉	
300	紋別市	1	H14.6.4	○	ネット・プロジェクト・オホーツク・クラスター	奥山 壽雄	紋別市南が丘町1丁目5番5号	3:まちづくり	
557		2	H16.2.13	○	サポートセンターもべっと	矢野 雅次郎	紋別市緑町2丁目3番34号	1:福祉	
928		3	H17.9.12	○	紋別市体育協会	森 安春	紋別市南が丘町7丁目75番地の3	4:スポーツ	
1191		4	H18.9.15	○	ねこやなぎ	石井 賢三	紋別市花園町1丁目3番3号	1:福祉	
1212		5	H18.10.24	○	紋別市仲良し共同作業所	谷分 朋子	紋別市緑町5丁目5番5号	1:福祉	
1430		7	H19.10.17	○	紋別市いきいき陶芸会	石丸 保夫	紋別市緑町5丁目5番5号	1:福祉	
1561		8	H20.10.24	○	紋別文化連盟	佐藤 章	紋別市幸町3丁目2番26号「茶豆館」内	4:文化振興	
1782		9	H22.6.16	○	オホーツク環境ネット	小野 哲	紋別市南が丘町2丁目15番6号 株式会社北海民友新聞社内	5:環境保全	
当別町1(271)		当別町	1	H14.2.28	○	当別エコロジカルコミュニティ	山本 幹彦	当別町川下754	5:環境保全
当別町4(803)	4		H17.3.10	○	当別町青少年活動センターゆうゆう24	横井 壽之	当別町六軒町69番地11	1:福祉	
当別町6(890)	6		H17.8.11	○	まちの森	白井 応隆	当別町弥生51-53 第一オオツマンション8号	1:福祉	
松前町1(992)	松前町	1	H18.2.6	○	松前まちづくりフォーラム	疋田 清美	松前町字博多194番地の1	3:まちづくり	
864	森町	1	H17.7.13	○	ラメールもり	松山 高治	森町字上台町326番地の8	1:福祉	
1257		2	H18.12.11	○	森の仲間たち	五十嵐 憲二	森町字駒ヶ岳661番地の48	3:まちづくり	
526	八雲町	1	H16.1.16	○	八雲ハンドメイドの会	戸田 美恵子	八雲町立岩431番地	1:保健	
1852		2	H23.1.24	○	やくも元気村	赤井 義範	八雲町栄町56番地12	1:福祉	
215	長万部町	1	H13.8.24	○	長万部町緑と樹を愛する会	石戸谷 成一	長万部町字平里99番地の14	5:環境保全	
373		2	H15.1.16	○	おしゃまんべ夢倶楽部	村松 和弘	長万部町字長万部450番地の1	3:まちづくり	
俱知安町1	俱知安町	1	H16.6.1	○	しりべし地域サポートセンター	安藤 敏浩	俱知安町南1条西3丁目	1:福祉	
俱知安町5		5	H18.1.13	○	俱知安町手をつなぐ親の会	初山 聡子	俱知安町北5条西3丁目5番地	1:福祉	
俱知安町6		6	H20.2.25	○	ともに	小林 敦子	俱知安町北3条西2丁目3番地	1:福祉	
106	古平町	1	H12.7.24	○	ごめっこくらぶ	長谷川 和枝	古平町大字港町字チョベタン65番5	1:福祉	
1187	北竜町	1	H18.9.15	○	NPOひまわり	藤井 雅仁	北竜町字和6番地の6	3:まちづくり	
1412		2	H19.9.12	○	リスベクト	藤井 雅仁	北竜町字西川15番地の37	1:福祉	
1334	東神楽町	2	H19.4.26	○	まこと	瀧野 京子	東神楽町北2条西3丁目254番地73	1:福祉	
1017	比布町	1	H18.2.24	○	のどか	小林 克聡	比布町寿町1丁目1番1号	1:福祉	
1877	愛別町	1	H23.3.28	○	あいねっと	廣瀬 哲	愛別町字本町170番地	1:福祉	
1816	東川町	2	H22.9.28	○	ノーマライゼーションサポートセンターこころりんく東川	片山 寛美	東川町東町1丁目7番10号	1:福祉	
美瑛町2(614)	美瑛町	3	H16.4.21	○	びえいくらしの助けあい	井内 昭子	美瑛町南町1丁目5番5号	1:福祉	
497		南富良野町	1	H15.11.10	○	どんころ野外学校	目黒 義重	南富良野町字落合1074番地	2:社会教育
1401			2	H19.8.15	○	南富良野まちづくり観光協会	菅慶 一介	南富良野町字幾寅1003番地44	3:まちづくり
792	遠別町	1	H17.2.22	○	北限の里遠別	小林 一之	遠別町字本町4丁目25番地	14:経済活性化	
1475	天塩町	1	H20.2.26	○	天塩川を清流にする会	本田 善彦	天塩町海岸通3丁目35番地	5:環境保全	
1268	浜頓別町	2	H19.1.17	○	クッチャロ湖エコワーカーズ	毛利 秀敬	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地	5:環境保全	
1225	中頓別町	1	H18.11.8	○	中頓別森林療法研究会	住友 和弘	中頓別町字中頓別175番地14	1:保健	
1014	小清水町	1	H18.2.23	○	グラウンドワークこしみず	八木 宗利	小清水町字小清水189番地の1 有限会社北興レンタリース内	3:まちづくり	
1135	訓子府町	1	H18.8.3	○	福祉サポートきらきら本舗	後藤 武男	訓子府町東町398番地	1:福祉	
211	佐呂間町	1	H13.8.14	○	ふれあいインさるま	藪 香寿枝	佐呂間町字若佐41番地の3	1:福祉	
遠軽町1(311)	遠軽町	1	H14.7.3	○	山遊の里プロジェクト	奥山 壽雄	遠軽町白滝701番地	3:まちづくり	
遠軽町2(710)		2	H16.9.15	○	ありがとう	佐藤 直也	遠軽町西町2丁目1番地218	1:福祉	
遠軽町4(775)		4	H17.1.26	○	さわやか	長屋 敏男	遠軽町大通北4丁目2番地95	1:福祉	
遠軽町6(1688)		6	H21.11.24	○	白滝ジオパークサポートセンター	後藤 裕	遠軽町2条通北4丁目1番地9	4:学術	
遠軽町7(1762)		7	H22.5.13	○	過疎地有償運送 生田原交通サポート	林 照雄	遠軽町生田原262番地	1:福祉	
遠軽町8(1804)		8	H22.9.1	○	きたらしらたき	中村 祥嗣	遠軽町白滝137番地	3:まちづくり	
726		西興部村	1	H16.10.13	○	西興部村猟区管理協会	大澤 安廣	西興部村字西興部485番地	5:環境保全
829		大空町	1	H17.5.13	○	めまんべつ観光協会	中山 登	大空町女満別本通3丁目2番7号	3:まちづくり
727	壮瞥町	1	H16.10.15	○	サポートセンターたつか一む	高野 律雄	壮瞥町字立香92番地9	1:福祉	
1765		5	H22.5.13	○	さらら壮瞥	坂爪 義春	壮瞥町字滝之町439番地	1:福祉	
424	大樹町	1	H15.5.13	○	大樹職親会	播間 裕之	大樹町新通1丁目19番1	1:福祉	
1308		2	H19.3.6	○	大樹元気村	米山 有年	大樹町萌和106-1インカルシベ内	3:まちづくり	
標津町1(107)	標津町	1	H12.7.26	○	南知床・ヒグマ情報センター(旧樺東情報技術推進センター)	藤本 靖	標津町南5条東1丁目2番1号	3:まちづくり	
標津町2		2	H23.8.22	○	キラリ工房	藤本 靖	標津町南5条西2丁目2番4号	1:福祉	
22	羅臼町	1	H11.7.1	○	ゆとりステーション	田中 良	羅臼町春日町46番地3	1:福祉	
					54団体				

(注) 表の指定NPO欄以外の内容は北海道のホームページ・北海道のNPO・協働の認証団体一覧(2011年9月30日現在)による。

(5) 自治体からのコメント

	自治体名	改正有	改正無	条例制定の作業状況等(課題等)について
1	札幌市		1	条例改正予定時期:未定 NPO法人の認証・認定事務を所管する部局と調整中です。
2	函館市		1	条例改正予定時期:未定です。
3	小樽市		1	・条例により個別に指定する方法では、その加除が頻繁に必要となると、基本的にはその都度条例改正の必要が生じる。 ・今回の場合は条例で個別指定する場合は自治体の判断によりPST要件を該当法人がクリアする形となり、その基準等を示したものは国税庁のものしかなく、道民税で関連する道においても現時点での条例改正を見送っている。又、道内各市においては、札幌市などでまちづくり条例を制定した上で対応する方向で検討している事を10月頃に確認するも、道内他市ではそれらの選定作業もなかなか進んでいない状況である事を確認しており、本市単独で基準づくりを進めていく事は難しいと判断しており、今後とも道内他都市の動向を確認しながら条例改正に向けての基準づくりを進めていきたいと考えている。
4	旭川市		1	検討課題について整理中です。
6	釧路市		1	対象NPO法人の指定について、基準・要件等を検討中です。
7	帯広市		1	対象NPO法人の指定基準について、庁内協議中です。
8	北見市		1	都道府県の状況との整合性を取りつつ、条例改正に向けて準備を推し進めている。
9	夕張市		1	当市は、対象NPO法人を指定するための条例改正は考えていない。
10	岩見沢市		1	H23/10に市内NPO法人に対し、活動内容、収支、寄付金の状況等に関する調査を実施。調査結果及び今後の法人の状況等をもとに、引き続き検討
13	苫小牧市		1	北海道の対応や道内他都市の動向を見ながら、制定に当たっての課題等の調査・研究を行っている。
16	芦別市		1	現在のところNPO法人からの申出がないことから、認定していないため条例改正には至っていない。
18	赤平市		1	認定NPO法人以外のNPO法人による申請の有無を踏まえ、条例制定の検討
19	紋別市	1		・控除対象特定非営利活動法人の対象の範囲 1)特定非営利活動促進法第2条第2項に基づき設立されたもの 2)特定非営利活動促進法第2条第1項に定める活動を行うもの 3)市内に主たる事務所を有するもの 4)事業報告書、収支報告書等により活動状況を確認できるもの 5)申告等を適正に行っているもの 6)市税に滞納が無いもの
21	名寄市		1	指定対象の基準づくりが難点・・・他の自治体の基準とも一定程度整合が必要
23	根室市	1		現在、当市に主たる住所(事業所)のあるNPO法人が存在しないため、改正した条例には法人名の掲載をしていませんが、今後、新たに設立され、条例の趣旨に合った事業内容であれば、条例で指定する予定です。
24	千歳市		1	対象NPO法人の指定基準の定め方に苦慮している。また、法人の活動状況の把握について体制整備が必要と考えている。
25	滝川市		1	検討中
30	登別市		1	検討中
31	恵庭市		1	市内のNPO法人及び北海道と調整中
32	伊達市	1		2(2)にて税条例は改正しておりますが、該当法人は規則による個別規定となっております。現時点におきまして、当市で寄付金控除指定法人に指定しているNPO法人はありません。指定につきましては、活動内容や北海道の寄付金控除該当法人の有無等を総合的に判断し、指定していく予定であります。
33	北広島市		1	現在のところ未定。
34	石狩市		1	対象NPO法人の指定基準及び北海道の指定基準との整合性等を検討中。
35	北斗市		1	対象NPO法人選定作業中の状態
36	当別町	1		町から説明し承諾されたNPOを指定しております。 指定の基準 ・住民の福祉の増進に寄与するものとして引き続き活動している。 ・当別町内に事務所を置き引き続き活動している。 ・申し出に係る当別町税条例の規定を遵守する。 実施時期 9月13日に税条例の一部改正で3団体を指定し、附則で「平成23年1月1日以後に支出するものについて適用」としている。
37	新篠津村		1	条例改正でのNPO法人の指定はしていない。
39	福島町	1		対象となる、住所を有するNPO法人が存在しない。 該当となるNPO法人ができた場合、指定する条例制定の作業にかかる予定。
41	木古内町		1	現時点(条例改正時)では、該当法人は当町に存在していないと認識しているが、今後の推移により対応を考えたい。
42	七飯町	1		当町では、対象NPO法人を指定せずに、所得税法より引用する方法を用い、主たる事務所を町内に有する法人又は団体に対する寄附金及びその他町民の福祉の増進に寄与する寄附金として町長が必要と認めるもの
44	森町	1		当町においては、対象法人がまだ少ないことから、法人に対し制度説明をすることで指定の申請をするかどうか確認することが可能として作業を進めた。
45	八雲町	1		認定NPOは町内に所在地を置く事業所等が無いため。(設置されれば、条例改正で対応を予定)認定NPO法人以外のNPO法人は、主たる事務所の所在地を町内に置く2法人を指定(当該法人とは事前に協議を行った)
52	今金町		1	当自治体に対象NPO法人が存在しないことと、今後創設される見込みがないため、現時点では条例改正の予定はない。
57	蘭越町		1	北海道条例と同一になる予定です
58	二セコ町		1	平成24年3月議会条例制定予定
62	京極町		1	今後の条例改正について検討中
63	倶知安町	1		平成23年度12月定例議会にて条例改正可決
64	共和町		1	北海道での仮認定登録された団体を確認し、必要に応じ条例で指定。
65	岩内町		1	当町の2NPO法人の活動内容から、「住民の福祉の増進」に寄与する目的となっていないことから、今回の個別指定の条例制定を見送った。
71	余市町		1	道に準拠し、対象NPO法人の範囲等について検討中
72	赤井川村		1	寄附金控除に関する条例改正は行っていますが、NPO法人に係る部分は該当団体が存在しないので対象としていません。(社会福祉法人は指定団体があります。)

	自治体名	改正有	改正無	条例制定の作業状況等(課題等)について
73	南幌町	1		税条例は改正したが、現在指定しているNPO法人はない。
74	奈井江町		1	対象となるNPO法人が無いので、条例整備の予定無し
76	由仁町	1		法人名、主たる事務所の所在地の表を追加し、申出があった時点で条例に法人名等をのせる
77	長沼町	1		公益性の判断など、自治体により判定のバラつきが懸念される。自治体の指定が認定NPOの要件にもなっているので、画一的な判定方法を国に示してほしい。
83	秩父別町		1	今のところ認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金控除の実施の予定はない。
85	北竜町	1		人口2,200人の小さい町なので、情報が共有しやすく、またNPO法人も公共性の高い法人しか馴染まない地域性のため、実際に設立されている2つのNPO法人はいずれも公共性の高いNPO法人である。新たにNPO法人が設立されればその都度条例改正して対応していく。
88	鷹栖町	1		申請依頼をしたが申請したNPOなし
89	東神楽町	1		一法人指定済
91	比布町	1		12月議会で条例改正を行い、認定NPO法人以外の町内NPO法人2法人について指定する予定。 ※認定NPO法人の活動はありません。
92	愛別町	1		条例改正時点では1法人が当町における対象となっており、既に条例で指定しているが、今後対象となる法人が現れた場合の条例改正時期等に課題がある。
94	東川町	1		別表に規定している。対象となりうるNPO法人に申請書
98	南富良野町	1		指定要綱を作成し、指定申出書の提出のあったNPO法人に対し審査し、要綱に定める基準を満たすNPO法人については平成23年12月町議会にて条例を改正し、個別指定している。
100	和寒町		1	現在本町にはNPO法人が存在しないため、条例制定作業は行っていない。 今後、NPO法人が設立された場合は条例制定について検討する。
105	中川町	1		税条例は改正しているが、NPOの指定はされていない。
107	小平町		1	税条例は、毎年改正しております。 条例では対象NPO法人を指定する必要がありますが、当町においては該当するNPO法人はないと認識しております。 よって、税条例の寄附金控除の条文中にNPO法人に関する記載はありません。
109	羽幌町		1	個人住民税は道民税と町民税が一体となっている状況から、北海道の条例制定状況を見極め実施する予定
112	天塩町	1		指定NPO法人を選ぶ基準は特にありませんが、天塩町に主として事業所があることが前提
116	中頓別町	1		指定済
122	美幌町		1	北海道における道民税の指定対象化の動向を踏まえた上で条例改正案を提案することとしたい。
123	津別町	1		条例におけるNPO法人の指定については、北海道の認定法人を加えるべく別表としているが、北海道の対応(名前の公表)を待っている状況で未整備である。
126	小清水町	1		主たる事務所を町内に有する法人を対象としたが、該当法人が1法人であったため、条例指定に際して特段苦慮した点等はなかった。
128	置戸町	1		指定基準が曖昧であり、明確に福祉の向上に寄与していれば問題ないが、営利が伴う法人であれば指定するのは難しい
130	遠軽町	1		平成23年12月議会提案
134	西興部村	1		法人以外のNPO法人に対する個人住民税の寄附金控除の実施については、H23.12月の議会に於いて条例化を予定している。
135	雄武町	1		北海道の指定状況等を参考に事務を執り進める予定
136	大空町	1		●対象NPO法人については、法律の規定に基づき、「NPO法人の主たる事務所の所在地及び法人の名称」について別表にて規定しています。 ●今後の課題等については、他の市町村も同様と思いますが、本町の条例に位置づけたNPO法人に対する町民税のみの控除となり、道民税は、道条例に位置づけられなければ控除対象とならないため、道の今後の方針等を見守っている。
151	音更町		1	指定にあたり道と本町が相違した場合、控除の対象が道民税のみ、あるいは町民税のみという事態が想定されることから、道の検討状況を注視しているところである
153	上士幌町		1	北海道が指定する対象NPO法人の基準を参考に、条例改正を検討する。
155	新得町		1	道税との整合性を図るため、道条例改正の動向を見ながら今後改正予定
156	清水町		1	対象NPO法人は北海道条例と同一とする予定である。
158	中札内村		1	本村の寄附金税額控除に関する条文はすべて北海道税条例で指定している団体は適用することにし、納税者にわかりやすいよう村民税、道民税の両方が控除できるようになっている。そのため、本村の条例のみで指定してしまうと道民税の控除がなくなるため、北海道条例の改正の動向を見守っている。万一、北海道税条例に本村のNPOが指定されない場合は、村単独の指定も検討しようと考えている。
162	幕別町		1	町の現在の状況は、寄附金控除の対象となるNPO法人について、北海道と町が同一のNPO法人を指定できるよう、現在、北海道で行われている検討委員会の状況を注視している状況である。
166	足寄町		1	条例制定に向け作業中
167	陸別町		1	今後、北海道等の状況を踏まえ、NPO法人を指定する予定
168	浦幌町		1	他の市町村でも事業をしている法人があるので、北海道などの状況を見ながら現在検討中。
170	厚岸町		1	町道民税での寄附金控除であり、指定するのは町と北海道それぞれですが、指定する法人は一致すべきと考え北海道の指定の状況を把握してから指定する予定です。 対象とすべきNPO法人の指定について、北海道は税の担当ではなくNPO法人の担当が指定を進めているようであり、NPO法人への優遇措置として行うものであるため、どのような方向から進めていくか等、国や北海道が示すべきと考えます。
171	浜中町		1	道などの動向等を踏まえ検討中である
172	標茶町		1	・道が指定する団体は、事務所の所在がないことや活動実績も不明であり本町の条例指定の要件にない。 ・現時点、町単独の指定は難しい。国や道の指定に向けた基準作りなど今後の動向を注視しながら検討したい。
175	白糠町	1		認定NPO法人以外のNPO法人については、町の規則において規定するが、指定にあたりそれぞれのNPO法人の設立の目的、活動内容等について承知する判断材料が町にないため、その指定基準等に苦慮しているところ。 今後北海道が指定するNPO法人を参考に予定
176	別海町		1	北海道と調整中です
177	中標津町	1		指定する控除対象法人は現在検討中。(道が指定する法人との調整中)
178	標津町	1		認定NPO法人については、当町にはなく、平成22年度段階では条例改正を実施していなかったが、平成23年度では、全てのNPO法人を対象として個人住民税の寄附金控除に関する税制改正を行っている。

(6) 条例指定NPOの指定の考え方

① 寄付控除に関する税条例の改正は一税務課の問題ではない

市町村として、NPOとどう付き合うか、少子高齢化、人口減少、財政健全化など課題が多い中で、地域社会の今後をどう対応するかという市町村の理念が問われている。もし、明確な理念、理念に基づく政策がなければ、単に、北海道が指定したNPOを追認指定すれば良いとなってしまふ。したがって、この度の税条例改正は、一税務課の問題ではなく、首長、議会も含めた自治体としての理念、政策が問われている。そう考えると、市町村は、議会も含め、条例で指定したNPOが、もし、北海道の基準と異なり、北海道が指定しなくても動揺することはない。北海道に理解を求める行動をとるべきだ。市町村条例指定NPOが北海道税条例指定NPOでないことは理論的にはあり得るが、しかし、住民に近い市町村が条例指定したNPOを北海道税条例で追認する形態が普通であって、その逆の北海道税条例指定NPOを市町村が追認するのは、おかしな話である。市町村住民が道民があるが、道民があつて住民があるような考え方では、市町村は形式的税条例改正となりかねない。北海道は市町村が条例指定したNPOを追認する税条例の改正が最も理解が得られる結果になると考える。

② 市町村はNPOをもっと知ろう。

問題は現在、NPOの認証が北海道で、行っているが、北海道はNPOの認証を市町村に権限委譲している。是非、市町村は権限委譲を受け、名実共に、NPOをパートナーとして受け入れることが重要である。もし、権限委譲がすぐには難しいとしても、NPOがどのような活動を行っているかをもっと知るべきだ。そして、市町村とNPOは地域課題の発見・解決のパートナーとなるべきだ。市町村はNPOを住民と共に育てるべきである。

このような理念を市町村が共有できれば、このNPOは「公益性があるかどうか」や「住民の福祉の増進に寄与しているかどうか」といった判断を市町村(「公」)がするといった誤った考えには陥らない。NPOは住民や市町村との協働のパートナーであり、地域の宝でもある。

③ NPOの公益性の判断は誰がするのか。

NPOの公益性の判断は誰がするのかは重要なテーマである。しかし、このテーマは寄付をする人は誰かである。寄付をするのは当然、住民である。したがって、NPOの「公益性」や「住民の福祉の増進への寄与」の判断は住民がすることで、住民が公益性を判断する社会を創ることである。具体的には、寄付という行為が住民のNPOに対する評価そのものである。重要なことは、税控除をする市町村(「公」)が行うべき役割は、住民がNPOを知る機会を多く作ることであつて、あたかも自らの権限とばかりに、公が公益性の判断に口を出すことではない。この辺を誤ると、住民自ら公益性を判断する当事者になろうとする自立の機会を失ってしまう。

④ 三重県の寄付金税控除の対象となるNPO法人の指定基準は誰のための基準か。

三重県の寄付金税控除基準(P24~26参照)を見て、こんなに、指定基準でしぼられる寄付はいらないと思つた。事情が分からない「審査会」から基準以下だから寄付控除の資格がないなど言われてまで寄付をもらいたくない。そんなことを言う県には、協力したいと思わない。実際、まだ、三重県は条例制定の結論が出ていないが、そんなことを三重県のNPOは言わないのだろうか、この基準を見て思つた。条例の「公益要件」は、NPOの意欲を減退させる効果しかないので、不要と考える。立派な理念を創つても、理念を否定する制度を創つては何にもならない。

現在、北海道でも同様な検討がされているそうであるが、このような失敗だけはしないで、いただきたい。本来、市民は地域課題を解決するために、税金を納め、議員や首長を選び、信託してきた。しかし、今回は、地域課題の解決の担い手はすべてが行政でなくてはならないという考え方から脱却し、NPO(住民)も地域課題の解決を担う一員であるという考え方に立っている。その負担は税ではなく、住民の寄付によって行うとしており、住民が負担した税の一部を返すというのも理屈に合っている。三重県のNPOの指定基準の公益性に関する要件はNPOが公共の一部を担うことを阻むお役所根性が根底にあり、時代錯誤の基準のように思えてならない。公益性の判断は住民がするという原点に戻るべきである。公のやるべきことは、住民とNPOを結びつけることではないか。そして、NPOは情報公開と説明責任を果たすことではないか。

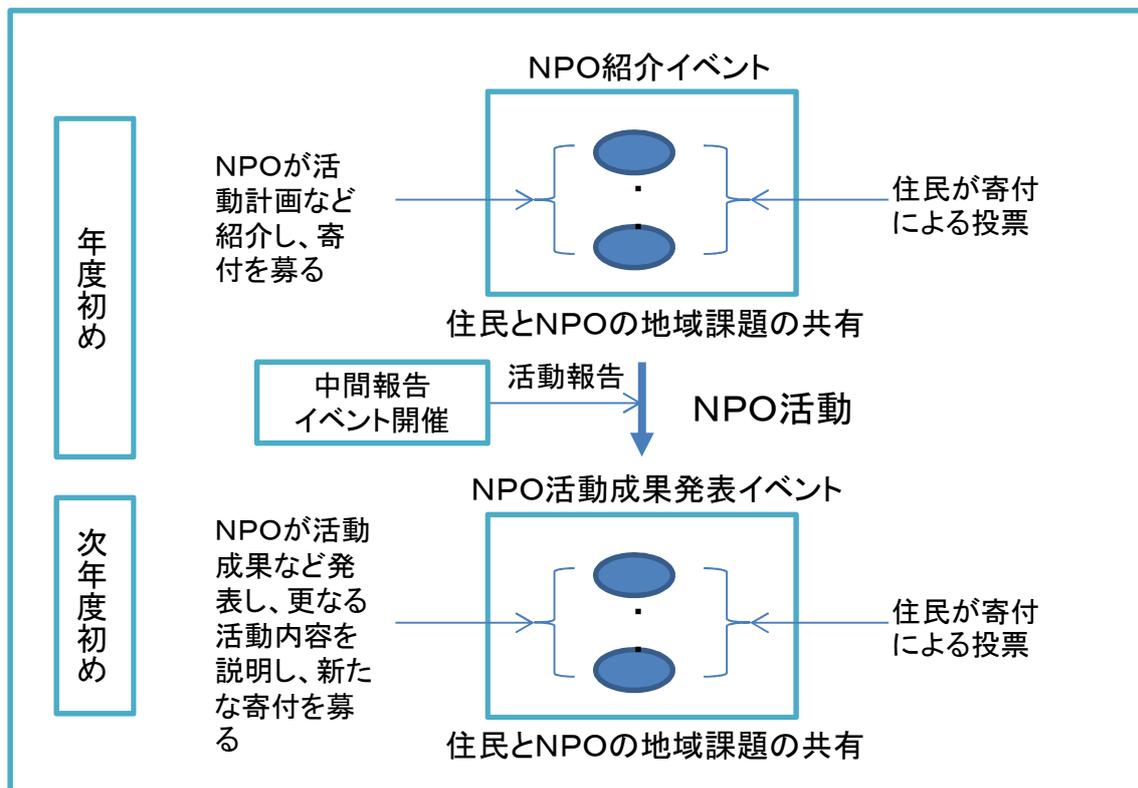
⑤神奈川県寄付税控除制度の内容

神奈川県は、全国唯一NPOに対する寄付を促進する仕組みとして指定の基準と手続きを規定した条例を制定し、平成23年2月1日施行としている。2月1日以降NPOからの申し出を受付、審査、条例指定(条例制定)の手順を実施する。神奈川県の審査基準は三重県同様、公益要件と運営要件からなっている。問題は、公益要件が三重県の3項目より多い、5項目となっていることである。たとえば、利益を受ける県民が存在することがわかる事業計画書の提出やNPOの活動が行政の計画、施策の効果を高める、或いは不足を補うものなど、一定の方向性の一致があることとし、そのことを確認するために、行政への意見聴取などを求めている。また、NPOの活動が地域住民が求めている課題解決に寄与しているかを確認する項目などが基準とされている。(詳細はP27～31参照)公がNPOをチェックする内容が多い基準となっている。果して、このような基準が必要か、大いに疑問がある。

神奈川県職員に、基準を作った理由を聞くと、「税金を控除するのだから基準はあって当然」と、上から目線の返事が返ってきた。NPOの公益性の判断は住民がするのであって、公がすべきではない。まして、支払った税で、行政が課題解決を行うのではなく、住民の寄付で、NPOが課題解決を行うのであるから、住民が払った税の控除があって当然ではないか。

⑥寄付が進む方法(住民がNPOを知るイベントの開催)

行政主催によるイベントを行い、行政はイベントの開催周知等を、NPOはイベントの運営などを担い、寄付を集めるための説明責任を果たす努力をしなければならない。このイベントで、NPOは活動の計画や寄付金の使い道など活動の概要を住民に説明を行い、また、住民からの要望も取り入れ、住民とNPOが地域課題の共有を図り、共に解決を図る当事者であることを確認し、住民に寄付をお願いする。年度の間で、活動の状況報告をする。また、次年度の初めには、活動の成果報告を必ず行い、住民を交えて成果を共有する必要がある。当然、次年度の計画の予定など説明し、寄付やボランティアのお願いも住民に行い、住民を巻き込んだ活動の輪を広げるイベントとすべきである。



5. 調査票等

2011年12月吉日

自治体税務担当課 御中

「NPO法人への法人住民税の減免等に関するアンケート調査」へのご協力をお願い

特定非営利活動法人 公共政策研究所
理事長 水澤 雅貴

拝啓 寒冷の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素はNPO活動へのご理解とご協力を賜り、誠に、ありがとうございます。

さて、NPO法人公共政策研究所（以下「研究所」）では、標題アンケート調査を実施させていただきます。調査結果は当NPO法人公共政策研究所のホームページに公表させていただきます。今後の自治体の「新しい公共の推進」の参考としていただければ幸いと考えております。

なお、「アンケート調査票」の至らない点については今後改善に努めたいと考えております。調査の概要は下記の通りです。

つきましては、大変、お手数をおかけいたしますが、添付の「アンケート調査票」をご確認の上、所定の欄にご記入いただき、「アンケート調査票」をEメール (koukyou-seisaku@goo.jp) 添付にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながらご回答期限は12月28日(水)とさせていただきます。また、ご回答をお寄せくださいました自治体様には、調査結果のホームページ掲載をご案内申し上げます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、趣旨ご賢察の上、本アンケート調査にご協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 調査目的：自治体におけるNPO法人への法人住民税の減免等状況を調査する。
2. 調査対象：北海道内の179市町村を対象としております。
3. 調査方法：アンケート調査票に基づき該当欄に1つを選択し、■（しかく）を付ける。
また、自由記述の調査項目もあります。
4. 調査結果の公表：調査結果は公共政策研究所のホームページで公表します。

以上

【本調査に関するお問い合わせ】

■設問内容や回答方法について

特定非営利活動法人公共政策研究所 担当：水澤雅貴

Eメール：koukyou-seisaku@goo.jp 携帯電話：090-5226-3257 電話/FAX：011-836-4315

ホームページ：<http://www16.plala.or.jp/koukyou-seisaku/index.html>

NPO法人への法人住民税の減免等調査票

自治体名		氏名	
回答担当課・職位		電話	

(記入方法：選択時□を「しかく」を入力し、■を選択します)

1. NPO法人への法人住民税の減免に関する事項

- (1) NPO法人への法人住民税の減免を税条例に規定している。
 はい ・ いいえ (「はい」の方は終了、「いいえ」の方は(2)へ)
- (2) NPO法人への法人住民税の減免を運用(通達等)で行っている。
 はい ・ いいえ (「はい」の方は(4)へ、「いいえ」の方は(3)へ)
- (3) NPO法人への法人住民税の減免を行っていない。
 はい ・ いいえ (「はい」の方は(5)へ)
- (4) NPO法人への法人住民税の減免を税条例の改正により追加する予定はありますか。
 はい ・ いいえ
- (5) 税条例への追加又は運用での減免を実施する予定はありますか。
 税条例の改正により実施する予定がある
 運用により実施する予定がある
- (6) 貴自治体に主たる事務所があるNPOの数・名称を把握しておりますか。
 ①NPOの数の把握 はい ・ いいえ ②名称の把握 はい ・ いいえ

2. 認定NPO法人等に対する個人住民税の寄付金控除に関する事項

- (1) 認定NPO法人に対する個人住民税の寄付金控除の実施について(平成22年度税制改正)
 既に税条例を改正し、実施している。
 (適用範囲： 主たる住所のある認定NPO法人
 従たる住所があり首長が指定する認定NPO法人)
 税条例を改正していないので、実施していない。
 (参考) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動を市内において行うものに対する寄附金
- (2) 認定NPO法人以外のNPO法人に対する個人住民税の寄付金控除の実施について(平成23年度税制改正、地方税法第37条の2の4号(および地方税法314条の7の第4号)で規定)
 既に税条例を改正し、実施している。
 税条例を改正していないので、実施していない。
 平成23年度税制改正では条例により対象NPO法人を指定する必要がありますが、条例制定の作業状況等(課題等)について記入願います。

総務省ホームページ 「ふるさと寄付金など個人住民税の寄付金税制」参照

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

照会先：NPO法人公共政策研究所 電話/FAX 011-836-4315

メールアドレス：koukyou-seisaku@goo.jp

6. 資料

(1) 条例指定NPOを別表で指定した税条例

佐呂間町税条例（抜粋）

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

ロ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ヘ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更正保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ヌ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

(2) 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

別表第2（第34条の7第1項第2号関係）

法人名	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ふれあいインさろま	北海道常呂郡佐呂間町字若佐 41 番地の 1

(2) 条例指定NPOを別表で指定していない税条例

置戸町税条例（抜粋）

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

- イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ヘ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

別表第2(第34条の7第1項第2号関係)

法人名	主たる事務所の所在地

(3) 調査結果

NO	自治体	H23 人口数	①減免状況			②認定NPO(3号指定)				③認定NPO以外のNPO(4号指定)						
			条例による	運用による	減免していない	り 人住民 税の控 除あり	税 施し、 認定 NPO への寄 付に伴 う個 人住民 税の控 除あり	税 施し、 認定 NPO への寄 付に伴 う個 人住民 税の控 除あり	税 施し、 認定 NPO への寄 付に伴 う個 人住民 税の控 除あり	主たる 住所	従たる 住所	除認め ている	税 施し、 認定 NPO への寄 付に伴 う個 人住民 税の控 除あり	NPO 指定あり	NPO 指定なし	税 施し、 認定 NPO への寄 付に伴 う個 人住民 税の控 除あり
1	札幌市	764		1		1			1	1						1
2	函館市	83	1			1			1							1
3	小樽市	23		1				1								1
4	旭川市	84	1			1			1							1
5	室蘭市	24														
6	釧路市	36		1				1								1
7	帯広市	56		1		1			1							1
8	北見市	28	1			1			1							1
9	夕張市	3			1			1								1
10	岩見沢市	32		1				1								1
11	網走市	19		1		1			1							1
12	留萌市	10	1					1								1
13	苫小牧市	38		1				1								1
14	稚内市	8	1					1								1
15	美唄市	6			1	1			1							1
16	芦別市	4	1			1			1							1
17	江別市	26														
18	赤平市	3			1			1								1
19	紋別市	9	1			1			1				1			1
20	士別市	4	1			1										1
21	名寄市	6	1			1			1							1
22	三好市	1			1	1			1							1
23	根室市	0			1	1			1				1			1
24	千歳市	21	1			1			1					1		1
25	滝川市	7		1		1			1							1
26	砂川市	6														
27	歌志内市	0														
28	深川市	7		1				1								1
29	富良野市	8	1					1								1
30	登別市	9		1		1			1							1
31	恵庭市	10	1			1			1							1
32	伊達市	14		1		1			1				1			1
33	北広島市	28	1			1			1							1
34	石狩市	20	1			1			1							1
35	北斗市	3		1		1			1							1
36	当別町	9	1			1			1				1			1
37	新篠津村	2			1			1								1
38	松前町	1			1	1			1				1			1
39	福島町	0			1	1			1				1			1
40	知内町	0														
41	木古内町	0			1	1			1							1
42	七飯町	10	1			1			1				1			1
43	鹿部町	0														
44	森町	3	1			1			1				1			1
45	八雲町	2	1					1	2				1			1
46	長万部町	2	1					1	1				1			1
47	江差町	2	1					1	1				1			1
48	上ノ国町	1						1	1							1
49	厚沢部町	1	1					1	1							1
50	乙部町	0														
51	奥尻町	0														
52	今金町	1	1					1	1							1
53	せたな町	3	1			1			1							1
54	島牧村	0														
55	寿都町	0														
56	黒松内町	0														
57	蘭越町	4	1			1			1							1
58	三ツツ町	5	1					1	1							1
59	真狩村	0														
60	留寿都村	0			1			1	1							1
61	喜茂別町	1			1			1	1							1
62	京極町	1			1			1	1							1
63	倶知安町	6	1					1	1				1			1
64	共和町	3	1					1	1				1			1
65	岩内町	2	1			1			1							1
66	泊村	0														
67	神恵内村	1														
68	積丹町	0			1	1			1							1
69	古平町	1		1		1			1				1			1
70	仁木町	1	1			1			1							1
71	余市町	9	1			1			1							1
72	赤井川村	1	1					1	1							1
73	南幌町	1		1		1			1				1			1
74	奈井江町	2	1					1	1							1
75	上砂川町	0														
76	由仁町	0			1	1			1				1			1
77	長沼町	1		1		1			1				1			1
78	栗山町	7	1			1			1				1			1
79	月形町	0	1			1			1							1
80	浦臼町	0														
81	新十津川町	2	1			1			1							1
82	妹背牛町	0														
83	秩父別町	2	1			1			1							1
84	雨竜町	0														
85	北竜町	2	1			1			1				1			1
86	沼田町	0														
87	幌加内町	1	1					1	1							1
88	鷹栖町	3	1			1			1				1			1
89	東神楽町	2	1			1			1				1			1

(注)3号指定及び4号指定は地方税法第37条の2第3号及び第4号を指します。

NO	自治体	H23/ NPO 数	①減免状況			②認定NPO(3号指定)				③認定NPO以外のNPO(4号指定)							
			条例による	運用による	減免していない	り	施し、認定NPO への寄付に伴う個人 住民税の控除あり	税 例 の 改 正 を 実 施 し て い ない	税 例 を 改 正 し て い ない ので、 実 施 し て い ない	主たる住所	従たる住所	除認している 人 住 民 税 の 寄 付 控 除	税 例 の 改 正 を 実 施 し、 指 定 N P O への 寄 付 に 伴 う 個 人 住 民 税 の 寄 付 控 除	NPO 指 定 あり	NPO 指 定 なし	税 例 を 改 正 し て い ない ので、 実 施 し て い ない	
90	当麻町	0			1	1			1			1		1			
91	比布町	1	1			1			1			1		1			
92	愛別町	1	1			1			1			1		1			
93	上川町	1	1			1			1			1		1			
94	東川町	2	1			1			1			1		1			
95	美瑛町	6	1			1			1			1		1			
96	上富良野町	2	1			1			1			1		1			
97	中富良野町	0															
98	南富良野町	2			1	1			1			1		1			
99	占冠村	2			1	1			1								
100	和寒町	0			1						1						1
101	剣淵町	0															
102	下川町	4	1			1			1			1		1			
103	美深町	1	1			1			1			1		1			
104	音威子府村	1															
105	中川町	1	1			1			1			1		1			
106	増毛町	1			1												1
107	小平町	0			1						1						1
108	苫前町	0															
109	羽幌町	3			1				1								1
110	初山別村	0			1				1								1
111	遠別町	1	1			1			1			1		1			
112	天塩町	1			1				1			1		1			
113	幌延町	0															
114	猿払村	0															
115	浜頓別町	2	1			1			1			1		1			
116	中頓別町	1	1			1			1			1		1			
117	枝幸町	1	1								1						1
118	豊富町	2															
119	札文町	0															
120	利尻町	1			1	1			1			1		1			
121	利尻富士町	0															
122	美幌町	5	1			1			1			1		1			1
123	津別町	2	1			1			1			1		1			
124	斜里町	6	1			1			1			1		1			1
125	清里町	1	1			1			1			1		1			
126	小清水町	1	1			1			1			1		1			
127	訓子府町	1	1			1			1			1		1			
128	置戸町	1	1			1			1			1		1			
129	佐呂間町	1	1			1			1			1		1			
130	遠軽町	8			1				1			1		1			
131	湧別町	0															
132	滝上町	1															
133	興部町	1															
134	西興部村	1			1	1			1			1		1			
135	雄武町	0			1	1			1			1		1			
136	大空町	1	1			1			1			1		1			
137	豊浦町	4															
138	壮瞥町	5			1	1			1			1		1			
139	白老町	9			1	1			1			1		1			1
140	厚真町	1			1	1			1			1		1			
141	洞爺湖町	3			1	1			1			1		1			1
142	安平町	0			1	1			1			1		1			
143	まかわ町	3							1			1		1			
144	日高町	5			1	1			1			1		1			
145	平取町	3	1			1			1			1		1			1
146	新冠町	1															
147	浦河町	2	1			1			1			1		1			
148	様似町	0			1	1			1			1		1			1
149	えりも町	0															
150	新ひだか町	9			1	1			1			1		1			1
151	音更町	10	1			1			1			1		1			1
152	士幌町	3	1			1			1			1		1			1
153	上士幌町	5	1			1			1			1		1			1
154	鹿追町	3	1						1			1		1			1
155	新得町	4	1			1			1			1		1			1
156	清水町	5	1			1			1			1		1			1
157	芽室町	3	1			1			1			1		1			1
158	中札内村	1	1			1			1			1		1			1
159	更別村	1															
160	大樹町	2	1						1			1		1			
161	広尾町	1															
162	幕別町	9	1			1			1			1		1			1
163	池田町	4															
164	豊頃町	0															
165	本別町	3	1			1			1			1		1			
166	足寄町	5	1			1			1			1		1			1
167	陸別町	2	1			1			1			1		1			1
168	浦幌町	1	1			1			1			1		1			1
169	釧路町	5	1			1			1			1		1			1
170	厚岸町	1	1			1			1			1		1			1
171	浜中町	5	1			1			1			1		1			1
172	標茶町	4	1			1			1			1		1			1
173	弟子屈町	2	1			1			1			1		1			1
174	鶴居村	2															
175	白糠町	4			1	1			1			1		1			
176	別海町	1			1	1			1			1		1			1
177	中標津町	7			1	1			1			1		1			1
178	標津町	2			1	1			1			1		1			1
179	羅臼町	3	1			1			1			1		1			1
計		1705	84	26	28	97	41	94	4	58	29	29	79				
		77.1%	138			70%	30%			42.0%			57.2%				

(4) 三重県の寄付金税控除の対象となるNPO法人の指定基準

(別紙1)

NPO法人条例指定基準

		指定基準項目	
公益性に 関する要件	①	公益活動の実践度があること	別紙2「公益性に関する要件」による
	組織・運営に関する要件	②	活動の対象について (事業活動において、 右に示す共益的な活動がそれぞれ50%未満であること)
特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 (特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動を除く)			
特定の著作物又は特定の者に関する活動			
特定の者の意に反した活動			
③		運営組織及び経理について (運営組織および経理が適切であること)	役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の数 $\leq 1/3$
			役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の数 $\leq 1/3$
			各社員の表決権が平等であること。
			公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し帳簿を保存していること。 適正な経理を行っている。
④	事業活動について (事業活動の内容が適正であること)	宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動をしていない。	
		役員、社員又は寄付者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄付を行っていないこと。(公職、宗教、政治)	
		実績判定期間における特非活動に係る事業費÷総事業費 $\geq 80\%$	
		実績判定期間における受入寄付金総額のうち特非活動に係る事業費に充てた額÷受入寄付金総額 $\geq 70\%$	
⑤	情報公開について (情報公開を適切に行っている(閲覧すること)	事業報告書等、役員名簿及び定款等	
		役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程	
		資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄付金に関する事項等を記載した書類	
		寄付金を充当する予定の事業の内容を記載した書類	
⑥	所轄庁へ事業報告書等を提出していること	事業報告書等(会計、役員等名簿)、認証書・登記書類・定款等	
⑦	不正行為等について	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと	
⑧	設立後の経過期間について	設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること	

※上記①から⑧の基準をすべて満たしていること。また、基準の判定は、過去2事業年度とし、それぞれの事業年度で基準を満たしていることが必要です。

公益性に関する要件

1. 判定基準

- 下記2(1)に含まれる判断項目(①～④)のうち、1項目以上に該当していること
 - 下記2(2)～(3)に含まれる判断項目(⑤～⑨)のうち、1項目以上に該当していること
 - 2(4)の記載内容から当該NPO法人の取組や実績が評価できること
- 上記3点を満たしている場合は、公益活動の実践度ありと判定する

2. 公益要件の基準(公益活動の実践度があること)

(1) 地域(社会、県民)から認知されるための取組

趣旨・判断の視点

NPO法人がその活動の主たる目的とする社会課題を解決するため、地域(社会、県民)から認知される方法としてどのような取組を行っているかを以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、その取組において発信される情報の内容が、それぞれのNPO法人が主たる目的とする活動の発信となっているか、という視点で判断を行います。

判断項目 ※いずれも、NPO法人が主たる目的とする活動に関する内容であることが必要

① マスメディアを使っての情報発信回数: 年2回以上

(活動の告知も含む。メディアは特に限定せず、新聞(地元紙、地域版含む)、テレビ(ローカル放送、ケーブル放送等含む)、ラジオ、折り込みチラシ等、社会常識の範囲で広く捉えます。)

② ホームページ(ブログも含む)の更新頻度: 年4回以上

(活動内容や活動実績、団体または活動への参画方法が内容に含まれていること。)

③ 一般向け会報誌の配布、設置: 5箇所以上

(設置場所は特に限定せず、不特定の者が出入りできる場所(市民活動センター、公民館、商店、飲食店等、社会常識の範囲で広く捉えます。)とします。)

④ 一般を対象としたセミナー、イベント等の活動: 年4回以上

(一般向けの周知文書、開催時の写真等を添付すること。)

(2) 地域(社会、県民)からの支持

趣旨・判断の視点

NPO法人の活動による地域活性化への貢献実績をはかる一つの尺度として、地域(社会、県民)からの支持を以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、その実績の内容が、NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組に対する地域からの支持とみなせるものになっているか、という視点で判断します。

判断項目

⑤組織運営、セミナー、イベント等へのボランティアスタッフ参加数:のべ100人以上/年
(ただし、実人数で10人以上いること)

(実人数が10人以上であることを示す氏名、市町名を記載した名簿を添付。)

⑥寄付実績:3,000円以上の寄付が2年平均で50人以上あること

⑦主催したセミナー、イベント等への一般参加者数:のべ100人以上/年

(ただし、⑤に該当するボランティアスタッフの参加数は含めないこと。)

(3)他の主体(他NPO、学校、企業、行政等)との連携・協働の取組

趣旨・判断の視点

NPO法人の活動による地域活性化への貢献実績をはかる一つの尺度として、他の主体(他NPO、学校、企業、行政等)との連携・協働の取組を以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組の内容が、地域への公益的なサービスの提供や地域に公益的な波及効果を生むような連携・協働となっているかという視点で判断します。

判断項目

⑧自治体からの委託・補助等の実績:年1回以上

⑨その他の主体(他NPO、学校、自治会、公益法人、企業等)との連携・協働した活動の実施:年1回以上

(4)NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組状況と地域活性化への貢献実績(自由記述、A4用紙1枚程度とする。参考資料の添付可。)

趣旨・判断の視点

(1)において、NPO法人が目的とする社会課題への取組状況を、(2)及び(3)においては、NPO法人の地域活性化への貢献実績をそれぞれの判断項目を尺度として確認しましたが、この(4)では、これまでの判断項目にとらわれずに、それぞれのNPO法人の取組や実績を自由に記載してもらい、添付資料も含めた記載内容から地域社会への貢献度合いに関する判断を行います。判断項目にはない新たな取組や実績を記載してもらっても構いませんし、それぞれの判断項目の基準は満たさないものの一定の成果をあげている取組や実績をあげてもらっても結構です。

判断に際しては、(1)から(3)のそれぞれの視点で、総合的に内容を判断することとします。

※上記各判断項目で使用する「年」とは、「事業年度」を指すこととし、過去2事業年度のそれぞれの年度で基準を満たしている必要があります(判断項目⑥は2年平均で基準を満たしているかどうかを判断します)。

(5) 神奈川県 の 寄付金税控除の対象となるNPO法人の指定基準

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対照となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための審査基準案の概要

別紙 2

【確認書類】◎：必須、○：いずれかを提出

条例における記載内容	判断基準	確認書類、確認方法	新規	更新	変更	合併
公益要件 I 事業活動の内容について、1及び2の基準に該当していること。						
1 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの (1)及び(2)に該当すること。						
(1) 不特定かつ多数	<p>特定非営利活動に係る事業の支出規模が、原則、総支出額の2分の1以上であること</p> <p>※ その他の事業の支出規模（事業費及び管理費）≦総支出額（事業費及び管理費の総計）×1/2</p> <p>※ 実績判定期間の各事業年度合計額で判定</p> <p><対象期間> 実績判定期間の各事業年度</p> <p><特定非営利活動に係る事業> 次のいずれにも該当しないこと (ア) 受益の機会が、不当な資格要件等がない状態で公開されていないこと ※ 不当な資格要件等 サービスの対価が非常に高額であること、合理的な理由なく条件が付与されていることなど (イ) 審査・選考の公正性が確保されていないこと (当該事業が審査・選考を伴う場合に限る。) (ウ) 定款で定める本来の公益目的とは異なった事業となっていること ※ 本来の公益目的と異なった、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていることなど</p> <p><確認> 定款、受益者募集要項、パンフレット、ホームページ、利用規約等により確認</p> <p><判断基準の例外> 職員等の作業時間数等、合理的な指標により、判断することを可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 活動計算書（平成24年3月31日までは収支計算書）（実績判定期間の事業年度） 	◎	◎	◎	◎
(2) 県民の利益に資するもの	<p>利益を受ける県民が存在すること。 (受益の対象となる県民の多寡は問わない)</p> <p>※ 県民の利益：県民に対する直接的な利益だけでなく、自然環境保護といった間接的な利益も含むものとする。</p> <p><対象期間> 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書（実績判定期間の事業年度） 事業計画書（申出があった日の属する事業年度） その他法人が提出した書類（法人のホームページ、機関誌、活動に係るパンフレット等） 	◎	◎	◎	◎

条例等の記載内容	判断基準	確認書類、確認方法	新規	更新	変更	合併
2 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの (1)又は(2)に該当すること。						
<p>(1) 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。</p>	<p>法人の特定非営利活動に係る事業の内容が、行政の計画、施策の効果を高める、或いは不足を補うものであるなど、相互の間で地域課題の解決に関する一定の方向性の一致があること。</p> <p>※ 法人の事業が、指定管理事業、行政からの委託事業、行政との協働事業又は助成による事業であるときは、行政の計画、施策の方向性に沿うものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><行政の計画、施策> 法人の活動地域を含む国、神奈川県、市町村又はそのいずれかを構成員とする団体が策定した基本計画、実施計画又はそれに準ずる計画、施策。</p> <p><判定の対象となる法人の活動> 特定非営利活動に係る事業のうち、実績判定期間の総事業支出額の2分の1以上を占める事業（一つの事業で総事業支出額の2分の1以上を占めない場合は、事業額の大きいものから順に2分の1を超えるまでの事業の全て）</p> </div> <p><対象期間> 実績判定期間の各事業年度</p>	<p>ア 事業報告書等による確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書 法人の提出資料（申出に当たっては、法人から「事業に対応する行政の計画や施策」、「事業が行政の施策の方向性に沿っているとする理由」を記載した書面の提出を求める。） <p>イ 行政への意見聴取 法人からの申出のあった計画、施策を実施している行政に対し、次の点を確認するとともに、指定に関する意見を聴くものとする。 (ア) 計画、施策の有無、その内容 (イ) 法人の事業が当該計画・施策の方向性に沿うこと (ウ) 法人の事業が当該行政の別の計画、施策に抵触することの有無</p> <p>ウ 方向性の一致があると認める条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人からの申出内容の事実確認ができたとき 指定に関し行政からの反対の意見がないとき 		○	○	○
<p>(2) 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。</p>	<p>法人の活動が、法人の活動地域の住民等が求めている課題の解決に寄与するものであること。</p> <p>※ 地域の住民等とは、法人の活動地域における、在住、在勤及び在学している者とする。ただし、法人の役員は除くものとする。</p> <p>※ 住民等の要望は、100人以上の地域の住民等からの要望書が提出されている等、地域からの要望の存在や内容が客観的に判断できる状態であることを必要とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><要望を説明する資料の例></p> <ul style="list-style-type: none"> 要望書 法人の活動地域を含む行政の長等へ提出された要望書。ただし、100人以上の地域の住民等からの要望であること。 アンケート調査（法人が実施したものも含む。）の結果 アンケート調査において、解決の必要性のある課題である旨の回答数が100以上あること。 アンケート調査の対象地域は、概ね法人の活動地域であること（調査対象者のうち法人活動地域の住民等の占める割合が2分の1以上であること） 法人の活動に対する賛同者の署名 活動地域における100人以上の地域の住民等の署名 </div> <p><対象期間> 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書 事業計画書 その他法人が提出した書類（要望書、アンケート調査の結果、署名等） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《署名等の人数の確認、算定方法等》</p> <ol style="list-style-type: none"> 氏名及び住所が明らかであること。 生計を一にする者は、1人として算定する。 申出法人の役員及び役員と生計を一にする者は含めない。 </div>		○	○	○

条例等の記載内容	判断基準	確認書類、確認方法	新規	更新	変更	合併
公益要件Ⅱ 特定非営利活動について、1及び2の基準に該当していること。						
1 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があるとともに、その継続が見込まれること。						
「事業の活動の実績と継続性」の判定 次の(1)及び(2)に該当すること。						
(1) 事業の活動をしていること	申出時点及び実績判定期間において、定款に記載された目的に合った特定非営利活動に係る事業の活動をしていること <対象期間> 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度	<ul style="list-style-type: none"> 申出書（「特定非営利活動を行う地域」） 事業報告書（事業を実施した「場所」） その他法人が提出した書類（法人のホームページ、機関誌、パンフレット等） 	◎	◎	◎	◎
(2) 継続的な事業の実績が見込まれること	当該法人の人的体制、活動資金の見通し等から、今後、指定の間における継続的な事業の実績が見込まれること。 申出に当たり、次の内容を記載した事業計画等（申出のあった事業年度も含めた原則5年間）など、事業が継続される見込みを説明する資料の提出を求める。 <ul style="list-style-type: none"> 事業の計画 収支（寄附金を含む）の計画 人員体制の計画 	事業計画等及び議事録	◎	◎	◎	◎
2 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。						
「法人以外の者からの支持の実績」の判定 次の(1)から(5)のいずれかに該当すること。						
(1) 行政等から支持を受けている実績	行政等との協働、行政等からの助成より効果をあげた実績（アからエのいずれか） ア 行政等との協働 協働の実施により効果をあげた法人の活動地域における事業の実績 イ 行政等からの助成 助成により実施し効果をあげた法人の活動地域における事業の実績 ウ 行政等からの表彰 法人の活動地域における表彰の実績 エ その他行政等から支持を受けている実績 行政の後援等を受けた実績等 <行政等> 国、神奈川県、県内市町村、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関及び我が国が加盟している国際機関、協議会（事務局が行政であるもの）など <対象期間> 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度	<ul style="list-style-type: none"> 行政等との協働又は行政等からの助成により実績をあげた事業であることを説明する資料 行政等からの表彰を受けたことを説明する資料 行政への監査請求が認められたことを表す監査報告書等 	○	○	○	○

条例等の記載内容	判断基準	確認書類、確認方法	新規	更新	変更	合併
<p>(2) 企業又は団体等から支持を受けている実績</p>	<p>企業等との協働、企業等からの助成により実施し効果をあげた事業の実績（アからエのいずれか）</p> <p>ア 企業等との協働 協働の実施により効果をあげた法人の活動地域における事業の実績（公益の増進に資するものに限る。）</p> <p>イ 企業等からの助成 助成により実施し効果をあげた法人の活動地域における事業の実績（公益の増進に資するものに限る。）</p> <p>ウ 企業等からの表彰 法人の活動地域における表彰の実績</p> <p>エ その他企業等から支持を受けている実績 企業の後援等を受けた実績等（公益の増進に資するものに限る。）</p> <p>〈企業等〉 企業又は団体等（特定非営利活動法人と特殊な関係（一定の金額の株式又は出資を保有する関係にある、役員が兼務しているなど）のある企業等を除く。）</p> <p>〈対象期間〉 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との協働、企業等からの助成により実績をあげた事業であることを説明する資料 表彰等を受けたことを説明する資料 	○	○	○	○
<p>(3) 地域の住民等から支持を受けている実績</p>	<p>法人の活動地域の住民等や自治会の推薦、法人における無償ボランティアや寄附の実績又はその他地域の住民等から支持を受けている実績（アからオのいずれか）</p> <p>ア 住民等からの推薦 法人の活動地域の住民等（法人の活動地域における在住、在勤及び在学している者（法人の役員を除く。）100人以上からの署名</p> <p>イ 自治会の推薦 100人以上の住民で構成される自治会による推薦（100人を下回るときは、複数の自治会（構成する住民が合計で100人以上）による推薦が必要）</p> <p>ウ 無償ボランティアの実績 無償ボランティア（役員によるものを除き、実費相当のボランティアを含む。以下同じ。）の実績は、実績判定期間内の各事業年度中の月平均の無償ボランティアの総労働時間数が一定数（400時間（総収入額300万未満の法人は200時間、300から500万円までは一定の割合による時間（最大400時間））以上であること。</p> <p>エ 寄附の実績 実績判定期間中の各事業年度中の寄附金の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。</p> <p>オ その他地域の住民等から支持を受けている実績 物品等の寄附、場所の提供等により、住民等から支持を受けている実績等</p> <p>〈対象期間〉 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民等の署名 自治会からの推薦書 無償ボランティアの実績を説明する資料（労働時間に係るタイムカード、管理表等） 寄附の実績を説明する資料（寄附者名簿等） その他法人が提出した書類 <p>《署名等の人数の確認、算定方法等》</p> <ol style="list-style-type: none"> 氏名及び住所が明らかであること。 生計を一にする者は、1人として算定する。 申出法人の役員及び役員と生計を一にする者は含めない。 	○	○	○	○

【確認書類】◎：必須、○：いずれかを提出

条例等の記載内容	判断基準	確認書類、確認方法	新規	更新	変更	合併
(4) 中間支援組織から支援を受けている団体から支持を受けている実績（当該法人が中間支援事業を行っている場合）	<p>中間支援組織から支援を受けている団体(30団体以上。ただし社員である団体は除く。)からの推薦等があること。</p> <p>〈対象期間〉 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度</p>	団体からの推薦書	○	○	○	○
(5) その他知事が認める実績	<p>(1)から(4)以外の方法で、当該申出のあった法人又は過去に申出をした他の法人が審査会に実績の判断を求めたもので、その方法が適当であると審査会の意見を聴いて知事が認める実績。</p> <p>〈対象期間〉 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度</p>	支持を受けている実績として法人が説明する資料	○	○	○	○

※ 変更は、事業の内容、活動地域に変更があった場合に限る。

※ 実績判定期間

(原則)

- ・ 指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間

(5年の例外)

- ・ 指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合、変更又は合併の場合は2年

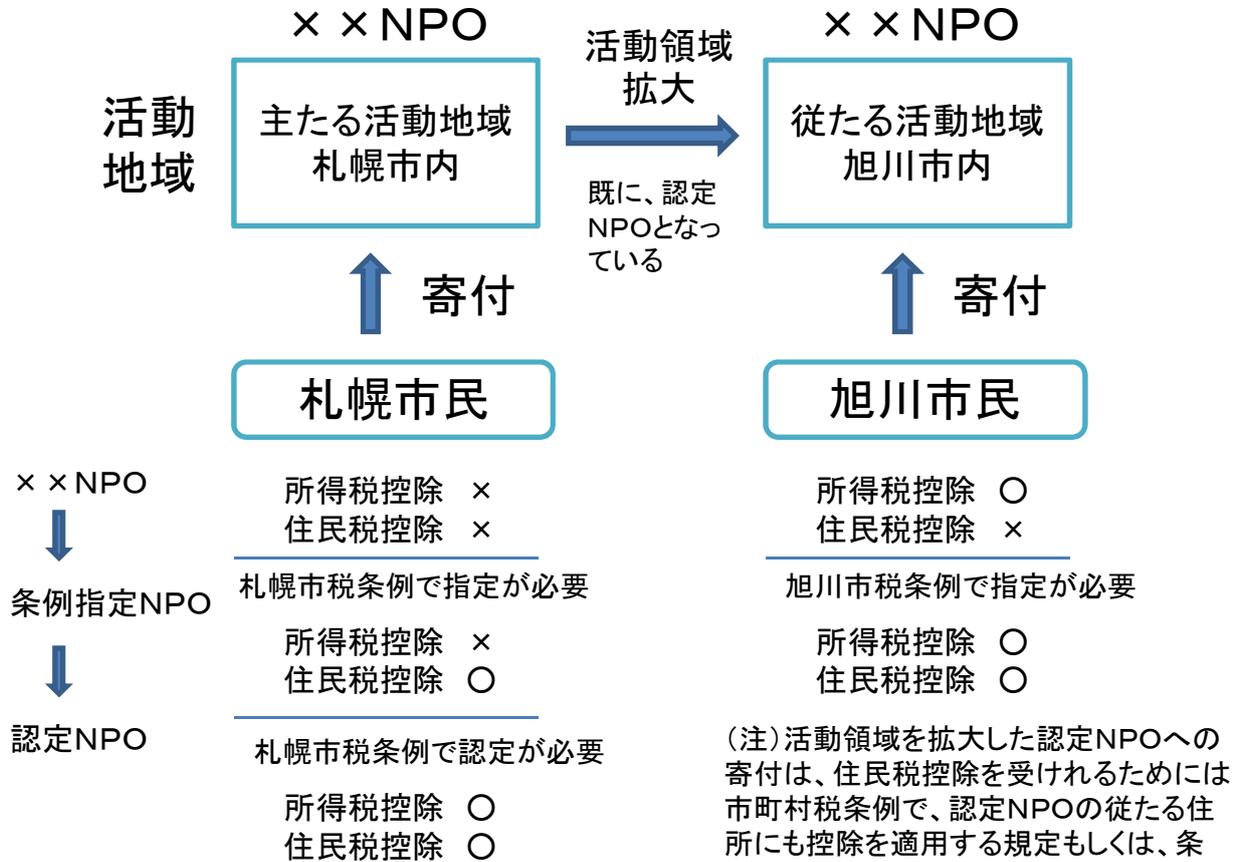
※ 更新の際の公益要件Ⅱ（2(1)～(5)の支持の実績）の判定については、過去に基準に適合するものとして判定された実績に関する活動が継続されていることが認められるときには、判定対象期間において実績があるものとする。

(6) 認定NPOと条例指定NPOの制度の概要

① 制度の概要

制度	NPO種類	認定・指定部署			控除対象の税			備考
		国税庁	北海道	市町村	所得税	住民税		
						主たる住所	従たる住所	
既設	認定NPO	○			○			認定NPOになるための9要件を満足すること(国税庁が認定)
			○			○ (道民税)		北海道及び市町村が条例で指定した認定NPOへの寄付は個人住民税の控除が受けれる。認定基準は国税庁が定めた。
				○		○ (住民税)	△ (ほとんどない)	
新設	認定NPO		○ (札幌市)		○			2012年4月から都道府県・政令市も認定を行う
	指定NPO		○			○ (道民税)		北海道が指定基準を定め、条例でNPOを指定することで、指定NPOへの寄付は個人住民税の控除が受けれる。
					○		○ (住民税)	△ (ほとんどない)

② 想定されるケース(認定NPOの活動領域拡大の場合の住民の不利益を受けない対応)



* 他に道民税の控除が受けれる場合もあります。

あとがき

NPO法人への寄付を促進するために、平成23年6月に特定非営利活動促進法改正、税制改正が行われた。これを受け、道内自治体がどのような対応をしているかを調査した。対応には、自らの意思で、チャンスと捉えた自治体、周りの様子を伺って決めると態度保留した自治体、迷惑そうに捉えた自治体と自治体によって対応は様々であった。したがって、まだ態度を決めていない自治体が大多数あることから、途中経過的調査になっている。逆に、この調査結果を見て、自らの態度を決めることにご活用していただけたら、幸いと考えている。

また、調査内容に至らぬ点や集計結果が分かりにくい等、至らぬ点が多々あると思うが、今後、改善をしたいと考えている。

この報告書をまとめるにあたって、北海道内138市町村の税務課等の皆さんからアンケート調査の回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に、ご賛同いただき、ご協力いただいたことに、深く感謝申し上げます。

また、調査への理解と支援をいただいた北海道NPOサポートセンター様に感謝申し上げます。

最後に、この調査報告書がNPO法人への寄付を促進するため税条例改正への市町村のヒントとなることを願っている。

「北海道内市町村のNPO法人への寄付に伴う
個人住民税の控除のための条例改正等調査
報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5－401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : koukyou-seisaku@goo.jp

<http://www16.plala.or.jp/koukyouseisaku/index.htm>